

平成27年度 日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」 提出書類チェックリスト

【お渡しする書類】

1. 提出書類チェックリスト【日本人学生向け】 → 本説明書
2. 「JASSO支援金」の申請手続について（学生向け説明文書）
3. 日本学生支援機構寄附金事業「JASSO支援金」申請書（様式1／機構用紙）

【申請の期限】 願書提出先：学生支援課

- 平成26年7月1日～平成26年9月30日の間に発生した災害で被災した場合：
 - **平成27年1月16日（金）16時** までに学生支援課奨学係に連絡すること。
- 平成26年10月以降に発生した災害で被災した場合：
 - **災害発生から3ヶ月以内、かつ在学期間中**に学生支援課奨学係に連絡すること。

↓あなたの氏名等を記入してください。

氏名	学籍番号	携帯番号： メールアドレス：
被災した年月：平成 年 月 日		被災した災害の名称：

↓ 該当する書類にチェックして提出してください。

<全員が提出する書類>

- 提出書類チェックリスト（この用紙）
- 日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請書（様式1／日本人学生用／機構用紙）
- 支援金の振り込みを希望する口座の名義人および口座番号がわかる通帳等のコピー

- ・支援金が振込できる口座は、申請者（学生）本人名義の普通口座のみ。
- ・ゆうちょ銀行、信託銀行、信用組合、農協、外資系銀行、ネットバンクの口座は振込不可。
- ・上記以外の金融機関でも、インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は振込不可。

<被災に関する書類／①か②の書類を必ず提出>

①半壊以上の被害を受けた場合

- 罹災証明書（コピーでも可）

または

市区町村役場等で罹災証明書の発行手続記を行った際の申請書類一式のコピー

→罹災証明書の発行に時間がかかる場合。罹災証明書が発行され次第、必ず追って提出すること。

罹災証明書は、「全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水」等の罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとする。
（断水・停電は対象外）

②長期避難した場合の提出書類

- 長期避難したことがわかる公的・客観的な資料
 - 自治体の避難勧告による住居への立ち入り禁止等が1ヶ月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料

以上

審査結果は、日本学生支援機構から通知され次第、登録されたメールにて大学からお知らせします。

「JASSO 支援金」の申請手続について（学生向け説明文書）

< 1. 「JASSO 支援金」とは >

日本学生支援機構が、元奨学生や篤志家の方々などから寄せられた寄附金を基に創設した寄附金事業です。

自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生が、1 日も早く通常の学生生活に復帰し、学業生活を継続できるようになることを目的に支給されます。

< 2. 申請資格 >

以下の①～③の全てに該当する方が対象となります。

①美術・音楽・映像に在学中の学部学生・修士学生・博士学生・別科学生。

上記課程に在籍している外国人留学生も含む。

②平成 26 年 7 月 1 日以降に発生した自然災害等により、学生が居住する住宅（学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ）に「半壊」以上の被害（全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水）を受けた場合。

または、自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 ヶ月以上継続した場合。

③学修に意欲があり、最短修業年限で学業を確実に修了できる見込がある者。

成績不振による留年中の者は対象外。

○申請資格に関する注意点

※平成 26 年 6 月以前の災害は対象外です。

また、対象期間内でも、入学前、休学中に発生した災害は、対象になりません。

※成績不振による留年中に発生した災害は、申請することはできません。

※在学中に被災しても、大学を卒業・修了後に申請することはできません。

※同一の災害について申請できるのは 1 回までです。

※日本学生支援機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請可能です。

< 3. 支給額 > 10万円

< 4. 申請期限 > ※まず奨学係に連絡した上で、指示にしたがい書類を提出すること。

○平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の間に発生した災害で被災した場合：

→ 平成 27 年 1 月 16 日（金）16 時 までに学生支援課奨学係に連絡すること。

○平成 26 年 10 月以降に発生した災害で被災した場合：

→ 災害発生から 3 ヶ月以内、かつ在学期間中に学生支援課奨学係に連絡すること。

< 5. 審査結果のお知らせと振込 >

①審査結果は、日本学生支援機構から通知され次第、登録されたメールにて大学からお知らせします（いつ頃結果が来るかは決まっていません）。

②日本人学生は、日本学生支援機構から支援金が申請時に記入した口座に直接振り込まれます。

③留学生は、大学経由で支援金が振り込まれます。その後、日本学生支援機構が作成した「受領報告書」に振込確認のサインをしていただきます。 以上

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請書

平成 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

日本学生支援機構寄附金事業「JASSO 支援金」申請要項に基づき、所定の必要書類を添えて JASSO 支援金の支給を申請します。

学校名			
学部・学科・ 研究科名			
学籍番号		学年	年
氏名（自署）			
罹災住所			
罹災事由			
罹災状況	全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水・長期避難		
連絡先電話番号			
振込口座 <small>・学生本人名義の普通預金口座に限ります。 ・以下の金融機関は取扱いをしていません。 ゆうちょ銀行・信用組合・農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク等（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等） ・インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可です。</small>	金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫	
	支店名	支店	
	口座番号		
	口座名義 (カナ)		
備考			

【添付書類】

- ・罹災証明書（コピー可）、罹災証明書がすぐに発行されない場合は市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式（コピー）
- ・振込みを希望する口座の通帳等のコピー

※ ご記入いただいた情報は、JASSO 支援金支給のためにのみ使用し、その他の目的には利用されません。

学校確認欄

日本学生支援機構記入欄
